



国民年金のお知らせ



◇ 遺族基礎年金

もしも、家の働き手に先立たれたら…

国民年金加入中の被保険者の方や老齢基礎年金の受給資格期間（25年）を満たした方が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

●遺族基礎年金の年金額（平成29年度：年額）
年金額779,300円+子の加算（加算額は下記のとおり）

※「子」とは、18歳に達する年度末までの子および1級・2級の障害のある20歳未満の子をいいます。

●子のある配偶者に支給される年金額

子の数	年金額
1人のとき	1,003,600円（+224,300円）
2人のとき	1,227,900円（+224,300円）
3人目以上	1人につき、+74,800円

●子のみの場合に支給される年金額

子の数	年金額
1人のとき	779,300円（額の加算は2人目以降になります）
2人のとき	1,003,600円（+224,300円）
3人目以上	1人につき、+74,800円

◇ 遺族基礎年金を受けるための要件

次の①～②のいずれかに該当する方が死亡したときに子のある配偶者、または子に支給されます。

①国民年金の被保険者であること、または国民年金の被保険者であった60歳以上64歳未満の者。

②老齢基礎年金の受給権者であること。または受給資格期間を満たした者。

ただし、①の場合、被保険者期間のうち保険料納付期間（免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間も含む）が3分の2以上必要です。

※平成38年3月31日までに死亡した場合は、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ受けられます。

お問い合わせ先

町民課年金係
☎47-4681（直通）